

建築基準法第85条第6項及び 建築基準法第87条の3第6項 許可申請要領

1 連絡先

- (1) 所在地 〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市役所 建築指導課 指導係
- (2) 連絡先 Tel : 077-528-2774 Fax : 077-523-1505

2 注意事項

- (1) 受付窓口は、大津市役所建築指導課(本館3階)となります。
- (2) 申請手数料は、1件につき1,400,000円です。
- (3) 申請部数は、正本1部、副本1部が必要です。
- (4) 申請書はそれぞれ、紙のファイルに綴じてください。
- (5) 申請書は、法務局関係以外はすべてAサイズとしてください。
- (6) 図面類には建築士法に基づいた設計者の記名をしてください。
- (7) 申請から許可まで、特殊な場合を除きおよそ20日程度かかります。
- (8) 建築確認申請時には本許可書の写しを添付してください。

3 許可申請書添付図書及び作成注意事項

- (1) **申請用紙**
 - ア 建築基準法施行規則第44号様式を使用してください。
 - イ 建築物の敷地の所在地及び地番は住居表示でなく地名地番を書いてください。
- (2) **緩和項目表**(様式第1号:第85条第6項、様式第2号:第87条の3第6項)
緩和を受ける必要がある項目を明示し、緩和理由及び代替措置等を記入してください。
- (3) **委任状**
設計者等代理人が申請書類を提出し、訂正する場合には必ず必要となります。
- (4) **理由書**
 - ア 許可が必要である理由を明記してください。
 - イ 安全上(建築物の構造、利用)、防火上及び衛生上の支障がない理由を各々明記してください。
 - ウ 申請者の記名をしてください。
- (5) **付近見取図**
 - ア 建築物の敷地の位置を表す図面は大津市市域図(1/2500)に限ります。
※大津市役所都市計画課にて販売しています。
 - イ 「申請地」を明記し、方位、道路及び目標となる建築物を明記してください。
- (6) **配置図**
 - ア 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低を記入してください。
 - イ 敷地内における建築物の位置(配置寸法)を記入してください。
 - ウ 申請に係る建築物と他の建築物を区別して記載してください。
 - エ 申請に係る建築物の各部分の高さを記入してください。
 - オ 敷地に接する道路、広場等の位置及び幅員を記入してください。(道路名称、道路種別記入)

- カ 建築基準法上の規定を記入してください。
 - キ 擁壁、井戸及び屎尿浄化槽の位置を記入してください。
- (7) **各階平面図**
- ア 縮尺、方位、間取、各室の用途を明記してください。
 - イ 壁及び筋かいの位置を凡例等で明記してください。
 - ウ 防火戸の位置及び延焼のおそれのある部分の外壁の構造を記入してください。
 - エ その他建築基準法上の規定を記入してください。
- (8) **立面図**
- ア 2面以上としてください。
 - イ 縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を記入してください。
- (9) **断面図**
- ア 2面以上としてください。
 - イ 縮尺、地盤面の高さ、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに高さ及び建築物の高さを記入してください。
- (10) **排水計画図（屎尿浄化槽の見取図）**
- ア 雨水、污水及び雑排水の排水方法、経路を明記してください。（敷地外までの経路を記入。）
 - イ 屎尿浄化槽の形状、構造、大きさ及び排水経路を明記してください
- (11) **工事工程表**
- 建替え等の場合などは、工事全体の工程表を添付してください。
- (12) **その他**
- 上記以外にも必要と認められる図書の提出を求める場合があります。
- 例：工事計画書及び安全計画書

4 補足事項

- (1) 仮設建築物の存続期間及び代替建築物の使用期間は、原則1年以内です。（臨時的かつ短期間使用のみが前提。）
- ただし、建替え等のための工事期間中の仮設建築物及び代替建築物においては、当該施工期間（概ね3年以内の工事期間内）と認められる場合があります。
- (2) 許可を得る仮設建築物及び代替建築物については、別紙緩和項目表に掲げる建築基準法及び同法施行令上の規定の適用が除外されます。（ただし、法第20条の規定より、仮設建築物の存続期間中における構造耐力上の安全性の確保は求められています。）

●緩和項目表

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
建築基準法（法第85条第6項に関する緩和項目）				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等			
第21条	大規模建築物の耐火制限			
第22条	屋根材の防火制限			
第23条	外壁材の防火制限			
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合			
第25条	大規模木造建築物等の防火制限			
第26条	防火壁等の設置			
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物			
第31条	便所形式（排水方法）			
第34条第2項	非常用昇降機の設置			
第35条の2	特殊建築物等の内装制限			
第35条の3	無窓居室の耐火制限			
第37条	建築材料の品質			
第3章	集団規定			
	43条（接道）			
	48条（用途地域）			
	52条（容積率）			
	53条（建ぺい率）			
	その他（ ）			
建築基準法施行令（令第147条第1項に関する緩和項目）				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法			
第28条	便所の採光及び換気			
第29条	くみ取り便所の構造			
第30条	特殊建築物等の便所の構造			
第37条	構造部材の耐久			
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）			
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）			
第67条	接合（鉄骨造）			
第70条	柱の防火被覆（鉄骨造）			
第3章第8節	構造計算			
第112条	防火区画			
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁			
第5章の2	特殊建築物等の内装			
第129条の2の3	建築設備の構造強度（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る）			
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物			
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造			
建築基準法施行令（告示に関する緩和項目）				
第38条第3項 H12告示第1347号第1第1項第四号	基礎 （法第6条第1項第二号又は第三号に該当する建物以外のみ緩和対象）			
第66条 H12告示第1456号	鉄骨造の柱の脚部 （法第6条第1項第二号又は第三号に該当する建物以外のみ緩和対象）			

※ 計画の建築物が本来各条項の適用を受ける場合は「適用」欄に○印を記入

※ 緩和規定の適用の有無について「緩和」欄に記入し、有の場合は代替措置等を記入

●緩和項目表（用途変更）

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
建築基準法（法第87条の3第6項に関する緩和項目）				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等			
第21条	大規模建築物の耐火制限			
第22条	屋根材の防火制限			
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合			
第26条	防火壁等の設置			
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物			
第34条第2項	非常用昇降機の設置			
第35条の2	特殊建築物等の内装制限			
第35条の3	無窓居室の耐火制限			
第3章	集団規定			
	43条（接道）			
	48条（用途地域）			
	52条（容積率）			
	53条（建ぺい率）			
	その他 （ ）			
第87条第2項	用途変更に対する準用規定			
建築基準法施行令（令第147条第2項に関する緩和項目）				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法			
第28条	便所の採光及び換気			
第29条	くみ取り便所の構造			
第30条	特殊建築物等の便所の構造			
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）			
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）			
第112条	防火区画			
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁			
第5章の2	特殊建築物等の内装			
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物			
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造			

※ 計画の建築物が本来各条項の適用を受けない場合は「適用」欄に／印を記入

※ 緩和規定を考慮して計画している場合は「緩和」欄に○印を記入し、代替措置等を記入